

建設工事に係る委託業務における 総合評価落札方式の低入札価格調査について

1 現状と課題

建設工事に係る委託業務では、受注希望型競争入札（総合評価落札方式含む）の低入札価格調査において、低入札価格調査基準価格と失格基準価格を同額とし、これを下回った者は、調査を省略し失格としている。

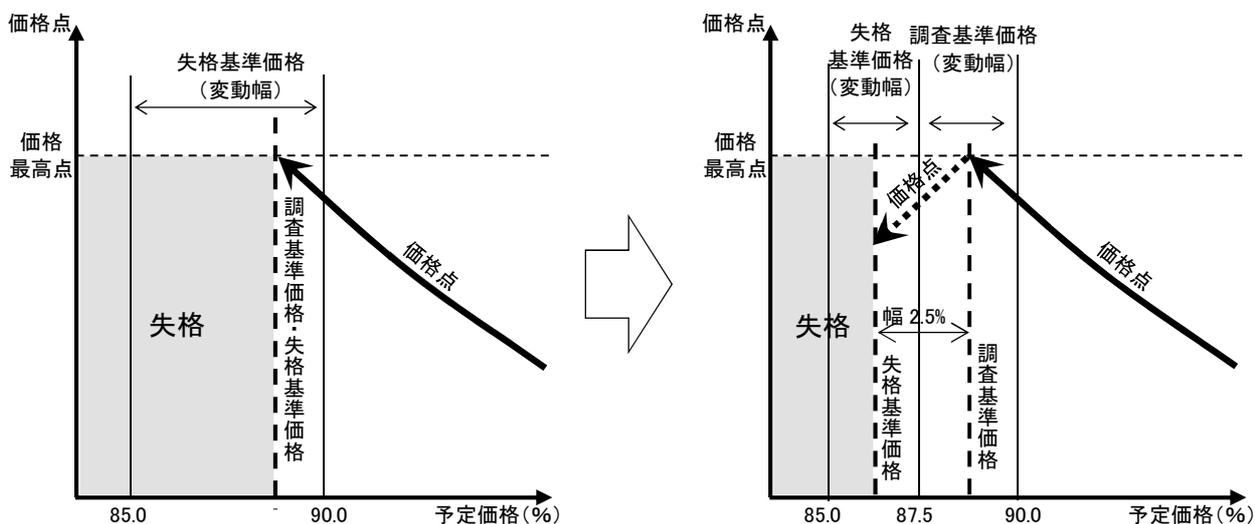
総務省及び国土交通省から、「総合評価落札方式による入札における適切なダンピング対策の実施について」（平成29年9月29日付）により、価格による失格基準の価格水準を低入札価格調査基準価格と同額に設定することは、最低制限価格制度の適用と同義であることから行わないこととし、価格による失格基準と調査基準価格については、発注者の調査能力等に応じて、負担軽減にも配慮しつつ、適切な幅を設けることと通知された。

通知を受け、平成30年4月1日以降公告案件の建設工事について低入札価格調査を先行して実施している。

2 見直しの内容

建設工事に係る委託業務の総合評価落札方式において、変動制（予定価格の87.5%～90%）の低入札価格調査基準価格を設け、失格基準価格は調査基準価格から2.5%相当額低く設定する。

今回の見直しに伴い入札動向に大きな影響を与えないよう、調査基準価格未満の価格点は下図のとおり補正する。



3 実施時期

平成31年4月の公告案件から適用